

情報・システム研究機構ライフサイエンス分野の統合  
データベース整備事業研究運営委員会規程

平成19年4月26日  
制 定

(設置)

第1条 情報・システム研究機構にライフサイエンス分野の統合データベース整備事業研究運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第2条 委員会は、ライフサイエンス分野の統合データベース整備事業(以下「整備事業」という。)の推進に重要な次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 整備事業の全体計画の策定に関する事。
- 二 整備事業の予算計画に関する事。
- 三 その他整備事業に係る重要事項に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 整備事業の研究代表者
- 二 機構長
- 三 ライフサイエンス統合データベースセンター長(以下「センター長」という。)
- 四 研究教育職員 若干名
- 五 整備事業の実施に係る大学及び研究機関関係者 若干名
- 六 整備事業の実施に係る関係府省等の関係者 若干名
- 七 その他整備事業の研究代表者が必要と認めた者

2 前項四号以下の委員は機構長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は整備事業終了時までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選とする。

- 2 委員会は、委員長が召集し、その議長となる。
- 3 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(委員会以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(議決)

第7条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会等)

第8条 委員会に整備事業の実施に関する具体的事項について検討する部会等を置くことができる。

2 部会等の委員の構成、運営等については、委員会が別に定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、ライフサイエンス統合データベースセンターにおいて処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成19年4月26日に施行し、平成19年4月1日から適用する。

2 この規程は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。